

VII. 中国

1. ボランティア活動に関する考え方

(1) ボランティア活動の定義

1) ボランティア活動の定義

a) 志願者活動

中国では、ボランティア活動を指す言葉として「志願者活動」が当てはまるⁱ。この言葉は、欧米におけるボランティア活動の訳語として1980年代後半から用いられるようになり、現在ではボランティア活動を指す言葉として一般に用いられている。英語の”voluntary”の中国語訳が「志願性」であることからあてられた訳語であるとされる。

ボランティアの定義として、中国全国で共通に用いられている定義はないが、「中国登録ボランティア管理方法」によれば、「ボランティアとは、物質的な報酬ⁱⁱを目的としない、自分個人の時間や技能などの資源を利用して、自らの意志で社会と他人に貢献する者」と定義されているⁱⁱⁱ。ただし、現在実施されているボランティア活動プログラムの中には有償のものもあり、必ずしも「無報酬で行うこと」を意味するものではない。

「志願者活動」は、その歴史的背景から、大きく「青年志願者活動」と「社区志願者活動」に分けることができる。「青年志願者活動」は、「中国青年志願者協会」^{iv}が中心となって推進してきたもので、政府や大規模な民間非営利団体が行うプロジェクトへの参加を主としたものである。共産主義青年団中央が中心となって活動を展開してきたという経緯もあり、大学生や若年の労働者を中心に、全国的なプログラムや国際援助といった規模の大きいボランティア活動プログラムが主である。

一方、「社区志願者活動」とは、「社区」^vにおいて実施される相互扶助の性格を持ったボランティア活動であり、「居民委員会」がコーディネート役となって実施されるものである。地域内における諸問題の解決を目的としたものであることから、参加する者の構成や活動範囲の点で「青年志願者活動」とは異なった性格のボランティア活動である。

ⁱ ボランティア活動を行うボランティア(個人)は「志願者」と呼ばれる。

ⁱⁱ 金銭あるいは物品による報酬を指す。

ⁱⁱⁱ 「中国登録ボランティア管理方法」第1章第2条より。「中国登録ボランティア管理方法」は、2006年に共産主義青年団中央が発布した、ボランティアの管理方法に関する全国共通の通達である。詳細は後述。

^{iv} 共産主義青年団中央の下に設置されている組織で、全国の青年志願者活動をとりまとめる中央機関に相当する。

^v 英語の”community”の訳語に相当する。1999年以降、「小さな政府、大きな社会」を目指した「単位」システムの見直しの一環として、地域レベルの社会サービスを担う主体として位置づけられ地域区分である。

b) 義工

ボランティアを指す言葉としては、「志願者」の他に「義工」がある。「義」は「義理」や「正義」に通じる概念である。実質的には、「志願者活動」も「義工」もボランティア活動を指す言葉であり、その活動内容に明確な違いはないが、どちらかと言えば組織化されたボランティア活動である「志願者活動」に対し、個人のネットワークに基づいた自発的な草の根のボランティア活動を区別して表現するために「義工」という言葉が用いられる傾向があるとされる。

2) ボランティア活動団体の定義

中国におけるボランティア活動団体について明確な定義は存在せず、様々な民間非営利団体がそれぞれボランティア活動の場を提供している。民間非営利団体は、その法的地位、組織の性質、体制等によって様々なものがあり、複雑化している。その分類の例としては、以下のものがある。

図表 3-7-1 法的地位による民間非営利団体の分類

組織の目的	組織の体制と性質	法的性格
共益を目的とした組織	<ul style="list-style-type: none"> 会員制組織 <ul style="list-style-type: none"> 経済性団体(業界の協会、商会、職業団体、労働組合) 社会性団体(学会、同窓会、愛好会、趣味のサークル) 互助組織など 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 会員制共益組織と、会員制公益組織の中で、民政部門に登録できたものが「社会团体」(法人格あり)である
公益を目的とした組織	<ul style="list-style-type: none"> 会員制組織 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 全て法人格あり
	<ul style="list-style-type: none"> 非会員制組織 <ul style="list-style-type: none"> 基金会 社会サービスを提供する事業体(民間の学校、営利目的ではない病院、研究所、文化会館、福祉機構等) 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 非会員制公益組織の中で、民政部門に登録できたものが「民弁非企業単位」(法人格あり)である

(資料) 李妍焱「中国の NGO の展開 — 市民社会形成におけるダイナミクス」(2007)をもとに作成

(注) 原典資料は王名・劉培峰編「民間組織通論」

上図表に記載した団体全てが、ボランティア活動の主体であるとは限らないが、法人格を持つ民間の非営利団体のうち、ボランティア活動の受け皿となりうるものに「社会团体」と「基金会」がある。一方、法人格を持たない民間の非営利団体は一般的に「草の根 NGO」と呼ばれている。

a) 社会团体

(概要)

1998年に改訂された「社会团体登記管理条例」によれば、「社会团体」とは、「公民の自発性に基づき、その会員の共同意思を実現するために設立し、その定款に従って活動を展開する非営

利的な社会組織」と規定されている。公益あるいは公益的な目的のための会員組織 (association) であることが特徴である。2006 年末時点で、「社会团体」は約 18.6 万団体であるⁱ。

(社会団体の登録)

社会团体として登録を受けるためには、民政部(民間の組織活動を所管する行政組織)ⁱⁱに対して申請を行い、許可を得る必要があり、その登録要件は以下の通りである。

図表 3-7-2 社会団体の登録要件

- 50 人以上の個人会員または 30 以上の団体会員を擁すること
- 正式な名称とそれ相応の組織を有すること
- 特定の事務所を持つこと
- 事業や活動に適した専任のスタッフを有すること
- 合法的な財源を有し、全国レベルの社会团体は 10 万元以上の資産、地方レベルの社会团体は 3 万元以上の資産を有すること
- 民事責任を負う能力を有すること

(資料) 王名、李妍焱、岡室恵美子「中国の NPO」(2002) pp.19 をもとに作成

上記の要件に加えて、登録のためには、当該社会団体の活動と事業に対する管理・監督責任を負い、社会的信用を保証する「業務主管単位」が必要とされている。「業務主管単位」には、行政の該当分野だけでなく、社会的信頼があり、管理・監督業務を委託できる組織も含まれるⁱⁱⁱ。これら「業務主管単位」に求められる責務は以下の 5 つである。

図表 3-7-3 「業務主管単位」の責務

- 社会団体の設立、変更、解散、登記申請の事前審査
- 社会团体が、憲法・法律・法規・国家政策を遵守し、定款に従って活動していくことの監督・指導
- 社会団体の年度検査の 1 次審査
- 登記管理機関とその他関係部門が社会団体の違法行為に対し調査・処罰する際の協力
- 社会団体の清算を関係機関とともに指導すること

(資料) 王名、李妍焱、岡室恵美子「中国の NPO」(2002) pp.129-138 をもとに作成

ⁱ 民政部「2006 年民政事業発展統計公報」(2007)より

ⁱⁱ 中国の行政組織は、最高国家行政機関である国務院の下に、「部」、「委員会」、「直属機構」が組織されている。「部」は、わが国の「省」に相当する行政機関であり、それぞれに比較的専門性の高い業務を所管する一方、「委員会」は多くの関連部門に跨った比較的総合性の高い業務を所管している。「直属機構」は、「部」や「委員会」で処理できない問題を処理する機構であり、業務規模から見て委員会や部に昇格するほどのものではない点が、「部」や「委員会」と異なる。

ⁱⁱⁱ 「社会団体の業務主管単位を再度確認することに関する通知」(2000 年)により、行政分野以外で業務主管単位となる権限が与えられた組織は以下の 22 の組織である。

中国社会科学院、国務院発展研究中心、中国地震局、中国气象局、中国证券监督管理委员会、中国保険監督管理委員会、中央党校、中央文献研究室、中央党史研究室、中央編訳局、外文局、中華全国総工会、中国共産主義青年団、中華全国婦女連合会、中国文学芸術界連合会、中国作家協会、中国科学技術協会、中華全国帰国華僑連合会、中華全国新聞工作者協会、中国人民対外友好協会、中国残疾人連合会、中国職工思想政治工作研究会 (王名、李妍焱、岡室恵美子「中国の NPO」(2002) pp.135 より)

この「業務主管単位」のルールは、「社会团体」に対する管理・監督を行いやすくし、同時に社会的信用を保証する意味では有効である。しかし、「業務主管単位」から見れば、実態の不明確な民間の非営利団体に対して上述のような責務を引き受けることに抵抗があるため、「業務主管単位」が見つからないために未登録のままである民間の非営利団体が数多く存在すると言われているⁱ。

また、1 行政区内(全国、複数省、自治区、直轄市、省、市、県の区分)には活動内容が同じか、あるいは類似した団体を複数設立してはならないという規定がある。

b) 基金会

基金会とは、会員を有さない社会团体の一形態で、法的には「基金会社团」として分類される。法的に唯一募金活動が許され、集めた資金を運用し事業費に充てており、いわゆる財団法人のような性格を持った法人である。

設立要件として、全国レベルの活動を行う場合は 800 万元以上、特定地方で活動を行う場合は 400 万元以上、非公募基金会の場合には 200 万元以上の基本活動資金を有することが義務付けられているⁱⁱ。基金会の団体数は、2006 年末時点で 1,138 団体であるⁱⁱⁱ。

(参考) 民弁非企業単位

「民弁非企業単位」は、1998 年以降に登場した組織形態で、それまで国营企業が担っていた様々な福祉サービス^{iv}を担う非営利性の民間の事業体として位置づけられている。「民弁非企業単位」は、社会团体と同様に、業務主管単位の同意を得た上で、1998 年に定められた「民弁非企業単位登記管理暫行条例」の規定に基づいて登記される。「民弁非企業単位」の数は 2006 年末時点で 15.9 万団体である^v。

図表 3-7-4 民弁非企業単位の登録要件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 業務主管単位による審査の同意を得ていること• 正規の名称と確実な組織機構を持つこと• 業務活動に相応しいスタッフ構成と合法的資産を有すること• 確実な所在地を有すること |
|---|

(資料)「民弁非企業単位登記暫行条例」より

ⁱ 各種文献および有識者ヒアリング調査結果より

ⁱⁱ 「基金会管理条例」(2004年)より。1988年に施行された「基金会管理暫行弁法」が改正され、設立要件の最低活動資金額の引き上げが行われた。また、海外の NGO が中国国内で基金会を設立することが認められるようになった。

ⁱⁱⁱ 民政部「2006年民政事業発展統計公報」(2007)より

^{iv} 国のサービス組織が提供する社会サービスは「事業単位」あるいは「国家事業単位」と呼ばれる。

^v 民政部「2006年民政事業発展統計公報」(2007)より

(2) ボランティア活動に対する考え方

a) ボランティア活動に対する考え方

中国におけるボランティア活動に対する考え方の背景には、伝統的な相互扶助の考え方と、1980年代以降に導入され始めた欧米におけるボランティア活動およびソーシャル・ワークの考え方があり、それらが入り混じりながら現在のボランティア活動に対する考え方を作り上げている。したがって、ボランティア活動に対する考え方も、ボランティア活動の場面によって多様であるが、社会、個人、受益者の3点から整理すると、以下のように整理することができる。

まず、社会的な視点に立てば、改革解放後の社会構造の変化に伴って表れ始めた、多様な社会問題に取り組む担い手として、民間非営利団体への期待が高まっており、その活動を支える人的資源としてボランティアへの期待がある。こうした自発的な相互扶助の活動が広がることにより、調和の取れた社会が構築されると考えられている。

次に、ボランティア活動に参加する個人から見れば、ボランティア活動の意義は、社会に貢献して公民としての責任と義務を果たすこと、ボランティア自身の成長を図ることにあると考えられている。こうした考え方は、「青年志願者活動」に馴染みの深い考え方である。

ボランティア活動の受益者から見れば、ボランティア活動の意義は、個人にあった社会サービスを受けられるようになること、社会に帰属し社会に対する信頼感を強める機会が増えることにあると考えられている。こうした考え方は、「社区志願者活動」や個人ネットワークを基盤とした相互扶助活動である「義工」といったボランティア活動に馴染みの深い考え方であるといえる。

b) 中国におけるボランティア活動の歴史

中国におけるボランティア活動の歴史は、伝統的な互助制度まで遡ることができる。農村部を中心に広まった互助の考え方は現代に至るまで形を変えながら存続している。こうした底流に加えて、20世紀後半以降には、欧米におけるボランティアやソーシャル・ワークの概念が持ち込まれ、社会構造の大きな変化と相俟って、ボランティア活動の意味とその取り組みが変化してきている。

(伝統的な互助制度)

中国では古くから、農村を中心に民間で互助制度が確立され、活用されてきた。古代中国における代表的なものとしては「義倉」、「義田」、「義荘」といったものがあり、宋代以降になると「合会」や「善会」、「善堂」と呼ばれる互助組織が現れている。

ⁱ 現胡錦濤指導部は、2004年9月の中国共産党第16期中央委員会第4回全体会議で、『『和諧社会(調和の取れた社会)』の創出』という政策目標を掲げ、都市と農村の格差、貧富の格差、経済発展と環境の調和などの社会的課題に取り組む姿勢を打ち出している。

【古代中国における伝統的互助制度】

①義倉

豊作時に公用の倉庫に収穫の一部を備蓄しておき、災害などの緊急時に、そこから食料を借りることができるシステム。奈良時代には日本にも伝えられたとされる。

②義田

富裕層が一定の土地を買い取り、その収穫で貧しい家庭の子どもたちの進学を援助するシステム。

③義荘

富裕層が宿や資金を用意し、科挙の受験者に提供するシステム。

④合会

上述の義倉、義田、義荘よりも組織的で、互助の範囲が広い会員制組織。毎年定期的に穀物あるいは金銭を供出する代わりに葬事、耕作、自然災害、結婚、家屋の建築などの際に、金銭を借りることができる制度。

⑤善会

合会と同様に、出費が多い時に助け合うための互助組織であるが、宗教の教義と結びつき、広く弱者救済を目的とした慈善結社の性格が強い組織。

⑥善堂

朝廷の支持を得た、“官設民営”の慈善組織であり、国庫からの助成や官僚の寄付によって設立・運営された組織。

（現代中国における民間の自発的活動）

このような民間の互助制度とその概念は、民間の自発的な組織活動である「結社」として現代まで引き継がれてきた。現代に入ると、様々な社会環境の変化を背景に、「結社」の活動範囲は拡大し、多数の「結社」が設立されるようになった。

一方で、政府はこれらの結社を法的に規制・管理するため、1932年に当時の国民政府は「民衆団体組織法案」を公表し、民間の自発的組織が守るべき原則と申請手続きを規定した。さらに「支配党が支配権・管理権を保持すること」や、自発性・公益性の原則等を規定し、現在の中国における民間非営利団体の原型を形作ったとされる。

（「社会团体」の成立とその整理）

1949年の中華人民共和国の誕生と、それに伴う政府の社会主義国家の基盤構築へ向けた政策により、結社は整理の対象となった。政府は、政治結社を除く全ての結社の統制を図るための具体的な方策として、1950年に「社会团体登録暫行弁法」ⁱを通達した。この通達では、「社会团体」として、「人民群集団体」、「社会公益団体」、「文芸工作団体」、「学術研究団体」、「宗教団体」、「その他政府の法律に基づき設立された団体」の6種類が含まれ、党の指導の下で必要な社会活動に従事することが義務付けられた。これにより、多くの「結社」が「社会团体」の登録手続

ⁱ 中央人民政府政務院による通達。「弁法」とは、管理や処理のための規定を表し、「暫行弁法」は暫定規則の意味である。

を行った。

「社会団体」はその後も増加を続けたが、社会団体の登記管理を担当していた行政部門の廃止等により、管理が複雑化していった。こうした状況の整理のため、1989年に「社会団体登記管理条例」が制定され、「社会団体」の整理が進められた。現在の社会団体の設立要件である、1行政区1領域1団体の原則も、この時に打ち出されたものである。

（改革開放と「社区建設」政策）

1978年からはじめられた改革・開放政策の中で、国営企業の改革が進められ、それまで国営企業が「事業単位」として提供していた社会保障、住宅供給、保育所や学校、医療などの社会サービスの切り離しが進められた。代わりに社会サービスの担い手として、民間の非営利組織である「社会団体」が急速に発展し、1989年には新たな組織形態として「民弁非企業単位」が登場した。このとき設立された「社会団体」には、社会サービスの担い手として政府が設立・運営を後押しした“官製”のものが多く、その「半官半民」という特徴から、海外のNGOからは“GONGO (government own NGOs)”といった指摘を受けている。

こうした全国的な社会構造変化を受け、地域レベルでも改革が進められた。その主たるものが「社区建設」政策である。「社区建設」政策は1980年代後半の「社区服務ⁱ」政策の成果に基づき、1999年のモデル事業からスタートし、翌2000年には民政部の発令により全国レベルで推進されるようになった。「社区」は、地方行政における地域区分として最小の単位として設定され、行政の末端組織として人口の把握、福祉、職業紹介、医療、治安維持、防災、文化活動などあらゆる分野の社会サービスをカバーしている。2005年末時点における「社区」の総数は、全国で約66,000である。

「社区服務」政策が進められた当初は、エリア内の住民自らの手により提供し、その財源・活動企画・運営管理は政府に依存せず自主的に行われることが、政策の基本的な方向性になっており、人的資源の確保・活用と、その経済的な確保の必要性を背景に、「社区志願者活動」が活発化していった。2000年以降の「社区建設」政策の段階に入り、「社区」が行う住民への社会サービス提供に要する大部分の経費を政府が負担するようになり、経済活動が奨励されなくなったが、「社区志願者活動」は引き続き活発に展開されている。

（青年志願者活動と義工）

前述のような、社会構造の変化に伴うボランティア活動の活性化とは別の発展経緯を持つボランティア活動に「青年志願者活動」と「義工」がある。

「青年志願者活動」は、欧米のボランティアの概念を取り入れ、社会に奉仕する精神を持った人材の育成をねらいとして、党の青年部である共産主義青年団が中心となって展開した取り組み

ⁱ こうした「社会団体」の急増に対応するために制定されたものが1989年の「社会団体登記管理条例」である。

ⁱⁱ 英語の“Community Service”の訳語に相当する言葉。これまでの、中央政府が全国一律に社会サービスを提供する方式を見直し、各地域がその地域の社会サービスを提供すること目指した政策である。

みである。1993 年、共産主義青年団中央委員会の下に「中国青年志願者協会」が設置され、青年志願者活動が正式にスタートした。中央組織である「中国青年志願者協会」の下に、省・地域・単位ごとに「志願者協会」が設置され、国家プロジェクトに参加する大学生や若年労働者ボランティアの募集・マッチングが行われた。また、ボランティア活動プロジェクトの推進と併行してボランティアの登録・管理・評価・褒章の方法の整備も進められた。

「中国青年志願者協会」の統計によると、1993 年から 2001 年までの 8 年間で、全国累計約 8,000 万人の青年がのべ約 40 億時間のボランティアサービスを提供したとされている。

一方、このような国家的なボランティア活動の振興と対比して、「義工」は個人の自発的なボランティア活動として、個人のネットワークを基盤にしながら広がり、各地に設立された「義工联合会」を中心に活動が展開されているⁱ。

2. ボランティア活動の現状

ここでは、ボランティア活動として「社区志願者活動」、「青年志願者活動」、「義工」を、ボランティア活動団体として「社会团体」、「基金会」、「(法人格を持たない)草の根 NGO」の現状を概観する。

ただし、中国におけるボランティア活動は多様であり、また全ての地域において活動状況が把握されているわけではないため、ボランティア活動の実態を定量的に把握することは難しい状況にある。また、仮に定量的な把握が行われていても調査方法と情報の集約方法が統一されていないため、必ずしも実態を正確に反映したものではないと考えられ、留意が必要である。

(1) ボランティア活動参加者の現状

1) 社区志願者活動

社区志願者活動への参加は、各「社区」の「居民委員会」を介して行われる。「居民委員会」とは、1950 年代前半頃から全国で組織されるようになった住民組織である。当初は、住民から行政への要求事項をとりまとめて伝達するだけの組織であったが、1990 年代以降の「社区」政策の中で「社区服務」の主体として、資金や人的資源等の必要な資源を自力で獲得しながら住民ニーズに対応した社会サービスの提供を行っていくことが規定されたことにより、その役割は大きく変貌したとされる。

「社区服務」事業においては、資源確保の面で、資金を確保するための収益事業である「三産ⁱⁱ」活動を展開し、人的資源確保の面では「社区志願者活動」が展開されている。社区志願者活

ⁱ 「義工」の全国的な連合会組織が「中華義工联合会 (Chinese Volunteer Federation)」である。

ⁱⁱ 「第三次産業」の略称。居民委員会が提供する社会サービスを有償事業として行うことにより、社区服務活動に必要な資金を獲得しようとするものであり、いわゆるコミュニティ・ビジネスに似ている。ただし、現在ではこうした経済活動は奨励されておらず、社区服務活動に必要な費用の大部分を行政が支出するようになっている。

働の大部分は無償で行われていると考えられるが、「社区志願者活動」には国営企業の改革によって解雇された労働者の再就職口としての役割も期待されている。

後述するように、「青年志願者活動」では、登録したボランティアの管理方法が定められているが、「社区志願者活動」では未だ統一的な管理方法が定められておらずⁱ、各居民委員会の裁量に任されている。このため、「社区志願者」の総数は正確に把握されていないが、1999年時点で全国の「社区志願者」は1,000万人に達していたとされているⁱⁱ。

2) 青年志願者活動

「青年志願者活動」は中国共産主義青年団によって、1993年から始められた事業であり、各地の「青年志願者協会」の支部・拠点が窓口となって、国家的規模のプロジェクトや海外援助プロジェクトに対して学生や若年労働者の参加を募り、マッチングを行っている。

「青年志願者活動」を支える組織は、中国共産主義青年団中央の下に設置された「中国青年志願者協会」を頂点とするヒエラルキー構造を持っており、各地の「青年志願者協会」やサービスセンター計1万ヶ所を越えるネットワークが形成されている。こうした背景もあり、青年志願者協会の統計によると、活動が始まった1993年から2001年までの8年間で、全国累計約8,000万人の青年が延べ約40億時間のボランティアサービスを提供したとされている。

3) 義工

「義工」は、実質的には「志願者活動」と違いはなく、「青少年志願者」や「社区志願者」と重複して活動している者も少なからずいると考えられる。ただし、「青年志願者活動」が主として大規模なプロジェクトへの参加が中心であるのに対し、「義工」は個人の自発性に重点を置いた相互扶助活動であることが特徴である。

多くの地域では、社会団体の一形態である連合会の形式を採った「義工聯合会^{れんごうかい}」を設立し、ボランティアの登録・管理、ボランティア情報の提供、斡旋を行っているⁱⁱⁱ。活動に参加している参加者数は把握されていないが、「義工聯合会」のホームページ上では活発な情報交換が行われている。

全国の「義工聯合会」を取りまとめる全国組織である「中華義工聯合会^{れんごうかい}」のホームページには、各地域の「義工聯合会」へのリンクとともに、活動分野ごとのボランティア活動募集の情報と、その体験談が掲載されており、インターネット上に登録ボランティアのコミュニティが形成されている。

ⁱ 2007年1月に「試行」として、「社区志願者管理方法」が発表されている。

ⁱⁱ 蘇陀「富有生命力的新生事物」、民政部『都市街居通信』(1999年)より

ⁱⁱⁱ 全国で最初に「義工聯合会」の登録・設立が行われたのは、深圳市である。1990年に設立され、16年経った現在では登録ボランティア数は2006年時点で14万人に上り、提供可能なボランティアサービスの分野は20種類、30項目以上に渡る。「義工」分野における先進事例であり、ボランティアが提供するサービスの質も高いため、「深圳」はある種の“ブランド”として認知されているという。

(人民網 2006年3月6日記事より)

図表 3-7-5 (参考) 中華義工聯合会ホームページ

中华义工联合会
ZHYG.ORG

义工手册

义工邮箱

招募表格

义工论坛

义工博客

义工分站

北京 | 上海 | 天津 | 重庆 | 河北 | 山西 | 内蒙 | 山东 | 安徽 | 江苏 | 浙江 | 江西 | 福建 | 河南 | 湖北 | 湖南 | 广东 | 论坛
广西 | 海南 | 四川 | 贵州 | 云南 | 陕西 | 甘肃 | 青海 | 宁夏 | 新疆 | 贵州 | 吉林 | 辽宁 | 香港 | 澳门 | 台湾 | 烟台

Google Web 本站 星期日 [Language 繁體](#)

中华义工联合会
www.zhyg.org

中华义工联各站活动公告看板 [\[查看所有公告\]](#) [\[报名流程\]](#)

上海松江

[让爱飞翔新航！——助爱聋哑项目情况报告](#)

[义工马鞍山站将于07年4月22日开展华山福利院之行活动 已报道](#)

[义工上海站4.22世界自闭症活动报道](#)

[义工上海站4.22世界自闭症活动报道](#)

[义工上海站4.21世界自闭症活动报道](#)

[义工北京站报道分站07年4月22日开展华山福利院之行活动报道](#)

[绵阳中国无偿献血日暨38个世界地球日宣传活动方案](#)

工作手札 [\[资讯首页\]](#) [\[民间公益\]](#) [\[焦点\]](#)

[中华义工07联研工作全面启动](#)

[招贤纳士](#)

[对四川分站招募志愿者活动报道的热烈反馈](#)

[关于义工五一全国会议的可行性意见收集站](#)

[请各站检查网站“联系我们”内联系电话正确性](#)

[给各站志愿者的建议](#)

新闻中心 [\[资讯首页\]](#) [\[民间公益\]](#) [\[焦点\]](#)

[义工马鞍山站2月11日出发](#)
2月11日下午一点半，数十名义工乘到……

- [\[图文\] 慈善花雨助聋哑 11月宁波举办摄影展](#)
- [\[图文\] 浙江台州路桥义工捐助五物是物送发站](#)
- [06中华义工联合会冬日温暖活动](#)
- [\[图文\] 浙江路桥义工献爱心慰问聋哑学校](#)
- [公文司机谈残疾人就业难问题冷眼旁观](#)
- [清华研研生找不到工作就愤身立](#)
- [济南扶持公益慈善组织](#)

[【救助】江西南昌聋哑](#)
郑海，男，1989年8月23日出生，系南昌市第三（1）班班助……

义工活动 [\[中华义工联合会各分站活动\]](#)

- [\[内蒙分站\] 全省各地捐——义工内蒙站12月孤儿院](#)
- [\[安徽分站\] \[图文\] 义工马鞍山站2月11日出发义卖](#)
- [\[安徽分站\] \[图文\] 中华义工安徽分站10日支持站](#)
- [\[安徽分站\] \[图文\] 中华义工安徽分站成立暨义卖](#)
- [\[安徽分站\] \[图文\] 义工安徽同分站同时为聋哑](#)

热门网站 [\[网站链接\]](#) [\[公益建站\]](#)

[广东义工网](#) [资源库网站](#) [岳阳义工网](#)

重点资讯

[副团释放心员回团总会指带](#)

[劳动局建部设公益专用电话](#)

[如何有效进行助爱项目工作](#)

[白血病患者可以求助的机构](#)

[“爱心大联盟”活动全面启动](#)

[烟台市义工联合会——广](#)

(資料) 中華義工聯合会ホームページより

(2) ボランティア活動団体の現状

1) 社会団体、基金会

社会団体は、法人格を持った民間の非営利団体であり、その数は2006年末時点で18.6万団体であるⁱ。社会団体の数は、1950年代は合計40団体程度であり、60年代に入っても全国規模のものが100団体程度、地方のものが6,000団体程度であったとされるが、1989年になると全国規模のものだけで1,600団体、地方レベルのものに至っては20万団体以上に達し、1997年には県レベルの社団が約18万団体、全国規模の社団が1,848団体に達していたとされる。その後、1998年の条例改正によって整理され、現在の数になっている。ただし、これらの団体の中には各種の連合会、文芸団体、学術団体、宗教団体なども含まれており、社会団体の全てがボランティア活動の受け皿になっているわけではない。

また、社会団体の活動実態についてみると、活動範囲が1行政区画内にとどまる団体が全体の約8割を占め、団体幹部の選出が「業務主管部門からの任命や承認を受けて決定されている」団体が社会団体全体の約6割を占めているとされる。このように、社会団体には行政の協力機関としての意味合いの強い団体が多いことが特徴となっているⁱⁱ。一方、特殊な社会団体である基金会は、募金を集め、運用することができる点が特徴であるが、中には社会団体のように、具体的なプログラムを実施している団体もある。基金会は、2006年末時点で全国に1,138団体が存在するⁱⁱⁱ。

社会団体や基金会の中には、国際的に活動する欧米のNGOが設立したものや、国際的なNGOと連携してプログラム開発やボランティア管理のノウハウを共有し、活発な活動を進めている団体もある。

2) 草の根 NGO

法人格を持つ「社会団体」、「基金会」、「民非非企業単位」のほかに、未登録で法人格を持たない民間非営利団体も数多く存在する。また、そうした団体の中には、現行の「社会団体」制度の厳しさゆえ、営利企業の法人格^{iv}を取得して活動しているところもある。これらの法人格を持たない民間非営利団体は一般に「草の根 NGO」と呼ばれている。

これらの民間非営利団体の数は現在急速に拡大しており、「志願者」や「義工」がその活動を支えていると言われている。

「草の根 NGO」の実態を把握した正確な統計は存在しないが、精華大学公共管理学院 NGO 研究所の推計によれば、工商登録している NGO が約10万社、「社区」レベルの未登録団体や

ⁱ 民政部「2006年民政事業発展統計公報」(2007)より

ⁱⁱ 田中重好「中国社会構造の変動と社会的調整メカニズムの喪失」(2006)より

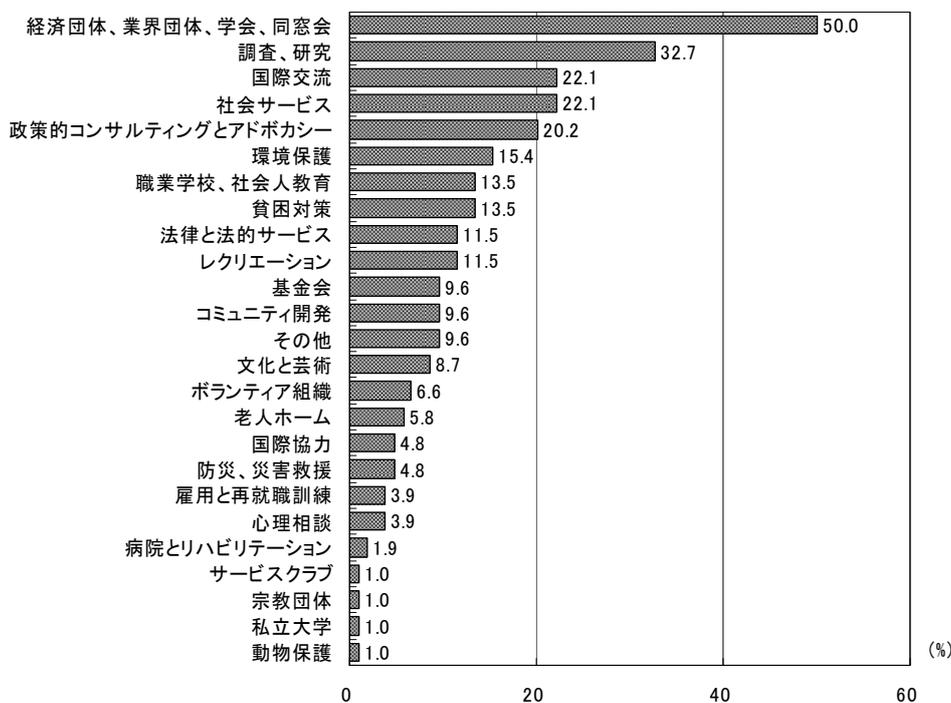
ⁱⁱⁱ 民政部「2006年民政事業発展統計公報」(2007)より

^{iv} 企業としての法人格は、「工商登録」と呼ばれる登録を行うことによって得られる。登録管理を所管しているのは商務部である。

学生を主体とした未登録団体は約 20 万社存在するというⁱ。

これらの未登録団体の活動状況の実態を調査したものに、精華大学 NGO センターの調査プロジェクトがある。この調査では、北京市の NPO の活動分野を調査しており、結果は下図表の通りである。

図表 3-7-6 北京市の NPO の活動分野(複数回答)



(資料) UNCRD「中国 NGO 研究—ケーススタディを中心に」(2000)をもとに作成

この調査結果からは、「経済団体、業界団体、学会、同窓会」(全体の 50.0%)、「調査・研究」(同 32.7%)、「社会サービス」(同 22.1%)が多いことが分かる。また、「ボランティア組織」は全体の 6.6%となっている。

ただし、これらは事業計画上の分類であり、実際には事業計画とは違う活動を行っていたり、活動が活発でなかったりする団体も含まれると考えられ、実態とは異なっている可能性も指摘されている。

ⁱ 李妍焱「中国 NGO の活動の展開」(NPO ジャーナル vol.16、2002 年)より。原典資料は 2005 年 10 月に開催された中国民政関係者による「日本 NPO 法制度視察研修会」において精華大学公共管理学院 NGO 研究所の王名所長が行った中国の民間組織の統計に関する報告である。

3. ボランティア活動に関する制度の概要

(1) 法律

中国において、現在のところボランティア活動に関する国家レベルの法律は存在していないが、全国共通の通達としては共産主義青年団中央が 2006 年に発布した「中国登録志願者管理方法」がある。これは、「青年志願者」について、その登録・管理・評価・褒章の方法を定めたものである。また「社区志願者」の管理方法についても、試行段階ではあるが 2007 年1月に中国社区志願者工作委員会から「社区志願者登録管理方法(試行)」が発表されている。

一方、省・市レベルでは、これまでにボランティアの管理条例が 8 省 10 市 1 自治区で制定されている。その最初のもは、1999 年に可決された「広東省青年ボランティア管理条例」である。これは「青年志願者」の管理方法を定めたものであり、こうした条例の制定が後の「中国登録志願者管理方法」の基盤となっている。同条例では、「青年志願者」を 16 歳～35 歳と定義している。また、2003 年に可決された「黒龍江省志願服務条例」では、対象を「青年志願者」に限定せずに全年齢まで広げ、「青年志願者」も「社区志願者」も同じ方法によって取り扱われるようになった。

下図表の通り、広東省、黒龍江省の他にも山東省、福建省、河南省、吉林省、湖北省、江蘇省、寧夏回族自治区、抚顺市、済南市、成都市、銀川市、寧波市、杭州市、深圳市で、ボランティア管理条例が可決されている。

2003 年以降の条例では、条例名から「青年」が取れたものが多く、黒龍江省における条例可決を契機に、ボランティア全体を対象とした条例の可決が進んだと見られる。また、こうした地方レベルの動きを受けて、ボランティア活動の法的根拠を明らかにし、ボランティア活動の環境整備を進めるため、全国レベルのボランティア法の制定へ向けた議論が高まっているⁱ。

図表 3-7-7 省・市レベルの主な条例等の制定の経緯

可決年	条例名
1999 年	広東省 「広東省青年志願服務条例」 (中国では青年ボランティア活動に関する初めての地方法案)
2001 年	南京市 「南京市人民体表大会常務委員会關於開展青年志願者行動的決定」 (青年志願者活動の展開に関する南京市人民代表大会常務委員会の決定)
	山東省 「山東省青年志願服務規定」
2002 年	寧波市 「寧波市青年志願服務条例」

ⁱ 新华网 2006 年 12 月 5 日記事より

可決年	条例名
2003年	福建省「福建省青年志願服務条例」
	河南省「河南省青年志願服務に関する決定」
	黒竜江省「黒竜江省志願服務条例」 (初めて法律上でボランティア活動の参加主体を青少年から中年・老年まで広げた地方法案)
	寧波市「寧波市青年志願服務条例」
2004年	抚顺市「抚顺市志願服務条例」
	銀川市「銀川市青年志願服務条例」
	杭州市「杭州市志願服務条例」
2005年	成都市「成都市志願服務条例」
	南京市「南京市志願服務条例」
	深圳市「深圳市義工服務条例」
2006年	吉林省「吉林省志願服務条例」
	湖北省「湖北省青年志願服務条例」
	寧夏回族自治区「寧夏回族自治区志願服務条例」
	済南市「済南市志願服務条例」
	江蘇省「江蘇省志願服務条例」

(資料) 各省市のホームページをもとに日本総合研究所作成

(2) 所轄・担当機関、関連機関

1) 政府所轄機関

中国におけるボランティア活動および民間非営利団体の政府の所轄・担当機関は民政部であり、以下の所轄業務を行っている。

a) 法人格を有する社会団体の登録所轄

民政部は「社会团体」、「基金会」、「民弁非企業单位」等の法人格を有する民間非営利団体の登録を所轄している。ただし先述したとおり、いずれの団体の設立でも、業務の管理・監督を行う「業務主管单位」を得ることが必要とされており、団体側から見れば、実質的に「民政部＋行政主管单位」という2つの所轄機関を持つことになっている。

b) 「社区」政策の所轄

「社区」政策の所轄も民政部である。ただし、民政部が直轄するのは「社区」の建設プロセスであり、個々の「居民委員会」を直接に所轄するのは市レベルの地域行政である。

2) 関連機関

「社区志願者活動」、「青年志願者活動」、「義工」の各活動を所管する関連機関としてそれぞれ、「中国社区志願者工作委員会」、「中国青年志願者協会」、「中華義工聯合会」がある。これら3機関はいずれもその下に全国各地域の地域組織を有する中央機関である。

a) 中国社区志願者工作委員会 (Workers Committee of Community Volunteer)ⁱ

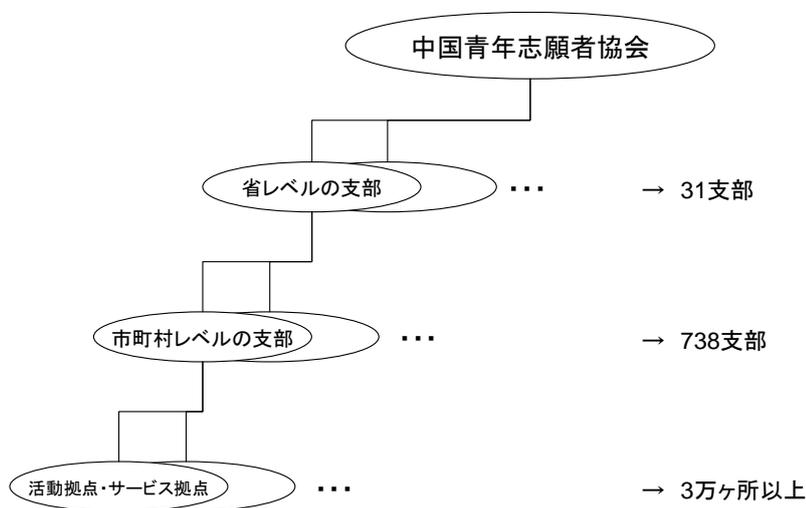
全国の「社区志願者活動」を取りまとめる中央機関として、2004年に設立準備が始められ、2005年に登録・設立された。各地方組織との連絡・調整と、志願者活動に関する調査・研究事業、国際ボランティア活動の情報提供を行っている。

委員会主任には、「社区」政策の所轄である民政部の社区建設司が着任しており、政府の「社区」政策の推進と一体となって活動を展開している。

b) 中国青年志願者協会 (Chinese Young Volunteers Association)ⁱⁱ

1993年に、党の青年部組織である共産主義青年団中央の下に設置された、「青年志願者活動」を取りまとめる中央組織である。下図表のように、省レベルに31の支部、市町村レベルに738の支部を持ち、活動拠点とサービス拠点の総数は3万ヶ所を超える。活動拠点やサービス拠点は大学内にも設置されている。

図表 3-7-8 中国青年志願者協会の組織機構



(資料) 中国青年志願者協会ホームページより

ⁱ 中国社区志願者工作委員会ホームページ (<http://www.cnvolunteer.org/>)

ⁱⁱ 中国青年志願者協会ホームページ (<http://www.zgzyz.org.cn/volunteer/index.html>)

c) 中華義工聯合会^{れんごうかい} (Chinese Volunteer Federation)ⁱ

中華義工聯合会は、各地域の「義工聯合会」を取りまとめる全国組織として、2005年に設立された。地域レベルの「義工聯合会」では、既に1990年に、全国で最初となる「深圳市義工聯合会」が設立されており、地域レベルの動きを後追いする形で全国組織が設置されることとなった。現在、地域レベルの「義工聯合会」は36ヶ所である。

先述したように、中華義工聯合会はホームページ上でボランティア活動情報の提供を行っており、登録ボランティアのコミュニティが形成されている。このホームページ上で提供されているボランティア活動の分野は以下の通りである。

図表 3-7-9 中華義工聯合会が提供しているボランティア活動情報の活動分野

活動分野名称	具体的活動内容
助学	・教育サービスの不足している地域での教育活動 ・障害者等の学習サポート など
青少年	・青少年育成
献血、骨髄移植、献体	・献血 ・骨髄移植への協力 ・献体(臓器移植等)の意思表示 など
弱者救済	・老人介護 ・孤児のケア など
社会復帰	・刑務所出所者の社会復帰支援
戒毒	・薬物中毒者の復帰支援
自然環境	・自然環境保護活動 ・動物保護 など

(資料) 中華義工聯合会ホームページより

4. 公的制度による施策・事業

ボランティア活動に関する公的制度については、省・市レベルで条例の制定による整備が進んでいる。また、こうした条例とは別に、「青年志願者活動」、「社区志願者活動」のそれぞれについて、中央機関から登録ボランティアの管理方法の通達が発表されているⁱⁱ。

(1) 青年志願者管理方法

全国統一の法律は未制定であるが、2006年11月に、共産主義青年団中央から、登録ボランティアのマネジメント方法についての通知が発行された。これが、ボランティアの管理に関する初めての全国規模の通知であり、これにより実務的な登録ボランティアのマネジメント方法の全

ⁱ 中華義工聯合会ホームページ (<http://www.zhyg.org/zhyg/>)

ⁱⁱ 「社区志願者活動」の管理方法に関する通達は試行段階である。

国統一が進められることとなった。

図表 3-7-10 「青年志願者管理方法」の概要

(登録条件)

- ・ 満 18 歳以上、あるいは 16～18 歳で自らの労働収入を主要な生活費とする者
(14～18 歳の者の場合は、法定代理人の同意が必要となる)
- ・ ボランティアサービスに相応しい基本能力と健康状態であること
- ・ 法律法規と登録機関の関連規定を遵守すること

(登録までの流れ)

- ・ 登録業務を行う青年団組織あるいはボランティア活動団体に直接に申し込みを提出するか、インターネットや電話などで申し込みを行う。
- ・ 登録機関による審査を受ける。
- ・ 審査で合格した者に、「中国ボランティア登録証」と「胸バッジ」を発行する。
「中国ボランティア登録証」には全国統一の登録番号(登録者の身分証明証の番号)が印刷されているが、状況に応じて、登録機関は登録者の現地管理番号を設けることもできる。

(登録者の権利と義務)

- ・ 登録者の権利として、登録ボランティアの抹消を申し出ることができる。
- ・ 登録者の義務として、毎年累計 20 時間以上、ボランティア活動に参加しなくてはならない。

(日常管理の方法)

- ・ ボランティアの活動時間は実際サービスを行う時間を指し(交通往復の時間を含めず)、1 時間単位で計算する。
- ・ ボランティアは志願者活動の全国統一のマークを用いる。また、ボランティアの旗と服装の色は赤・青・白を基本とする。

(激励と表彰に関する規定)

- ・ 青年団組織あるいはボランティア活動団体はボランティアの活動時間に基づき、星認証制度と褒章授与制度を運用する。

(星認証制度)

- ・ 登録者の累計サービス時間によって評価する。認定を得た者は相応の標識を身につける。
 - (一) 登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 30 時間、“一つ星ボランティア”
 - (二) 登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 60 時間、“二つ星ボランティア”
 - (三) 登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 100 時間、“三つ星ボランティア”
 - (四) 登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 200 時間、“四つ星ボランティア”
 - (五) 登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 300 時間、“五つ星ボランティア”
 - (六) 登録機構による認定を得た場合、登録証に認定結果が記載される。

ⁱ 活動の記録や「星認定」の記録は、この登録証に追記される仕組みになっている。

(褒章授与制度¹⁾)

- ・ 青年団組織あるいはボランティア活動団体は、ボランティアの累計サービス時間に基づいて、ボランティア活動褒章を授与する。
 - (一)“五つ星ボランティア”で、かつ累計 500 時間に達したボランティアに対しては、市レベルの青年団委員とボランティア協会が褒章を授与する
 - (二)市レベルの褒章が授与され、かつ累計 800 時間に達したボランティアに対しては、省レベルの青年団委員とボランティア協会が褒章を授与する
 - (三)省レベルの褒章が授与され、かつ累計 1,000 時間に達したボランティアに対しては、青年団中央および中国ボランティア協会が褒章を授与する
 - (四)専門的なボランティア活動を 6 ヶ月以上継続的に行っている者については、星認定に関係なく、直接、市レベルあるいはそれ以上のレベルの褒章を授与してもよい

(資料) 共産主義青年団中央「青年志願者登録管理方法」(2006 年)より
(注) 上記の翻訳は日本総合研究所による仮訳である

図表 3-7-11 青年志願者活動の全国統一マーク(バッジ)



(資料) 共産主義青年団中央「青年志願者登録管理方法」(2006 年)

(2) 社区志願者管理方法(試行)

2007 年 1 月に全国の「社区志願者活動」を取りまとめている中国社区志願者工作委員会から「社区志願者登録管理方法(試行)」が発表されており、具体的に以下のような管理方法が記載されている。各項目とも、2006 年に発布された「青年志願者」の管理方法と類似しているが、星認定制度の時間基準など、「青年志願者」の管理方法と異なる点もある。

図表 3-7-12 「社区志願者管理方法(試行)」の主なポイント

(原則)

- ・ 社区志願者組織は、社区における社会サービスの提供を目的として、社区志願者の登録・訓練・管理・評価・表彰を行う
- ・ 社区志願者は、報酬に拘らず、自発的に参加することを原則として活動する

(社区志願者の条件)

- ・ 長期的に中国国内に在住していること

¹ 志願者活動によって得られた評価(星認定および褒章)は、行政職員の職員採用試験の際の加点材料となっている。「褒賞授与制度(四)」にある通り、継続して半年以上のボランティア活動は、累計時間に関係なく褒賞を得られる可能性があるため、大規模なプロジェクトへの参加を希望する学生が多いといわれる。

- ・ 品行方正で、遵法意識があること
- ・ 「社区志願者服務原則」を守ること

(管理方法)

- ・ 社区志願者の登録・管理の方法は全国統一のものとする。

(評価方法)

- ・ 社区志願者活動に参加した時間を以って評価する。
- ・ 特に傑出した活動を行ったものには、激励と表彰を行う。

(星認定制度)

- ・ 登録者の累計活動時間によって評価と星認定を行う。

登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 100 時間、“一つ星ボランティア”

登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 300 時間、“二つ星ボランティア”

登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 600 時間、“三つ星ボランティア”

登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 1,000 時間、“四つ星ボランティア”

登録後、ボランティアサービスへの参加は累計 1,500 時間、“五つ星ボランティア”

(資料) 中国社区志願者工作委員会「社区志願者登録管理方法(試行)」(2007 年)より

(注) 上記の翻訳は日本総合研究所による仮訳である

5. 民間による施策・事業

(1) 政府計画に基づく事業

中国青年志願者協会は、「青年志願者」のために様々なプログラムを提供しており、特に国家プロジェクトや国際ボランティアプログラム等の大規模事業は、協会が推進する「青年志願者活動」の特徴の 1 つとなっている。

図表 3-7-13 中国青年志願者協会が提供する大規模なボランティア活動プログラムの例

(国際ボランティア活動プログラム)

- ・ 「中国ーラオス青年志願者交流プログラム」(協会初の海外プログラム)
 - ー 実施年、期間 : 2002 年、6 ヶ月
 - ー 定員 : 5 名
 - ー 内容 : 中国語・英語の教育支援、医療支援、IT リテラシー教育支援
- ・ 「中国ーエチオピア青年志願者派遣プログラム」(協会初のアフリカ援助プログラムⁱ)
 - ー 実施年、期間 : 2005 年、6 ヶ月
 - ー 定員 : 12 名

ⁱ アフリカへのボランティア派遣プログラムが進められている背景には、2006 年 11 月 4 日に、胡錦濤国家主席が中国・アフリカ協力フォーラム北京サミットの開幕式で行った「今後 3 年間で、アフリカに青年ボランティア 300 人を派遣する」との宣言がある。

- － 内容：メタンガス開発、中国語・体育教育支援、医療支援、IT 技術指導など
- ・ 「中国－ジンバブエ青年志願者支援プログラム」
 - － 実施年、期間：2007 年、1 年
 - － 定員：15 人ⁱ
 - － 内容：牧畜業・農業振興、中国語教育支援、体育教育支援、医療支援
(国内国家プロジェクト)
- ・ 「2005 年全国大学生西部奉仕計画」
(西部地域の開発計画に、大学生が実践ボランティアとして参加するもの)
 - － 実施年、期間：2005 年、1～2 年
 - － 定員：約 8,600 人
 - － 内容：教育振興、衛生管理、農業振興など

(資料)各種資料より日本総合研究所作成

これらのプログラムは活動内容が専門的であるため、参加者は所属する大学あるいは企業における活動記録(分野や成績)を提出し、選考を受ける。プログラムへの参加が決定した者に対しては、活動期間が長期に渡るため、生活保障として日当が支払われる。また、参加者が所属する大学あるいは企業は、青年志願者協会との間でボランティアプログラムの間、参加者の身分を留保する旨の覚書を取り交わすことになっており、ボランティア活動をしている間の身分保障がなされる仕組みになっている。

各プログラムとも、教育部(教育政策を所轄する行政組織)の事業として実施され、プログラムの実施費用は政府から支出されている。また、「大学生西部奉仕計画」については、上海市や西藏(チベット)自治区政府が、プロジェクトに参加する大学生ボランティアを対象とした生活補助給付制度を設けている。

図表 3-7-14 上海市が行っている「西部奉仕計画」参加者を対象とした生活補助給付の概要

- ・ 目的：西部地区への就業奨励の一環として、西部奉仕計画への参加を促進すること
- ・ 支給額：
 - (西藏自治区以外) 生活補助として1月につき300元、交通費として1年につき500元
 - (西藏自治区) 生活補助として1月につき400元、交通費として2,000元
- ・ プロジェクト期間満了後、活動内容が認められると、上記の補助とは別に奨励金(参加期間が1年の場合5,000元、2年の場合10,000元)を申請することができる。

(資料)上海市ホームページより

ⁱ 参加者15人の内訳は、博士学位取得者1人、修士学位取得者6人、2学位取得者1人、大卒生1人、大専(2～3年制の短大)生1人となっている(人民網2007年1月22日記事より)

このほか、政府の施策として実施されている大規模なボランティア活動プロジェクトに、「ボランティア植樹」活動がある。これは、1979年に3月12日を「植樹節(植樹の日)」として定めて以来、植樹節を中心にボランティアの参加によって行われている植樹活動である。政府組織である「全国緑化委員会」が主体となって実施している事業であり、2006年のボランティア植樹に参加した人数は延べ5.5億人、植樹本数は21.6億株となっている。

【参考】北京オリンピックへ向けたボランティア活動に関する事業

2006年8月から、北京オリンピックへ向けたボランティアの応募受付が開始されている。北京オリンピック組織委員会が公表しているボランティアの条件は以下の通りである。

[募集条件]

- ・ 募集人数 : 五輪が約7万人、パラリンピックが約3万人
- ・ 条件 : 2006年6月時点で満18歳以上であること
書類審査・面接により選考
- ・ 待遇 : 開催期間中は衣食と交通費が支給される
優秀な活躍があった場合は報酬もある

募集開始から約半年経過した2007年3月時点で、既に応募総数は35万人を超えていると言われている。一方、周辺都市における関連ボランティア活動(宿泊施設の補助、交通整理等)を含めると、約100万人のボランティアが必要だと言われているⁱⁱ。

(2) 民間非営利団体が実施しているボランティア活動プログラム

これまでに見てきたように、中国における主要なボランティア活動は「青年志願者活動」と「社区志願者活動」が主であり、いずれも政府の方針に沿った事業に対して、ボランティアを活用していくというものである。

一方で、民間の非営利団体が自発的に事業を立ち上げ、ボランティアを活用していく動きも現れている。その規模は未だ「青年志願者活動」や「社区志願者活動」といった政府計画によるボランティア活動の規模には及んでいないが、海外のNGOと連携しながら活動を展開している団体もあり、今後は、ボランティア活動の受け皿としての役割が大きくなっていく可能性が指摘されている。民間非営利団体が実施しているボランティア活動プログラムの中で、比較的規模の大きいものを挙げると、次図表のようなものがある。

ⁱ 「全国緑化委員会」は、国务院の直属機構である「国家林业局」の下に設置され、林业局局長が全国緑化委員会の委員長を兼任している。

ⁱⁱ 北京オリンピック組織委員会が発表したコメント(人民网2007年3月2日記事より)

図表 3-7-15 民間非営利団体が実施しているボランティア活動プログラムの例

【社会団体が実施しているボランティア活動プログラムの例】

○中国文化書院・緑色文化分院(Friends of Nature)

- ・ 登録・設立 : 1993 年から設立準備が始められ、1994 年に民政部から登録許可を得る。中国初の市民による自発的な民間環境保護団体である。一般には「自然之友」という名称で認知されている。
- ・ 活動目的 : 市民の自然環境保護への参加を促し、国民の環境保護意識を高めていくこと
- ・ 活動内容 :
 - － 市民のための環境教育の実施(公開講座、交流・研修会の主催、書籍出版など)
 - － 土着のエコカルチャーの普及
 - － 民間レベルの環境保全事業の実施(市民参加型野外活動の主催など)
 - － 政府の政策実行の監視、政策提言活動、政策立案過程への協力
- ・ 実施しているボランティア活動プログラム例 :
 - － 「領養樹」キャンペーン
「自然之友」が実施している特徴的なプログラムで、木に人間の名前を与え、それを「養子」として子どもを育てるように見守っていくキャンペーンである。
 - － 「緑色希望行動」
中国農村部における子どもの環境教育を目的としたプロジェクトで、2000 年から開始し、現在までに 100 グループ・300 人以上のボランティアを派遣している。

【基金会在実施しているボランティア活動プログラムの例】

○美新路公益基金会

- ・ 登録・設立 : 1989 年に、中国共産主義青年団中央委員会の下に設立された。
- ・ 活動目的 : 青少年の成長環境の改善や、青少年自身の能力向上の促進
- ・ 活動内容 :
 - － 国内外における募金活動
 - － 援助プログラムの立案・実施
 - － 青少年を対象とした研究や非営利組織の発展に関する研究への支援
- ・ 実施しているプログラム例 :
 - － 「晩縁」(敬老活動)
老人ホームにおけるボランティアサービスを提供するプログラム
 - － 「大朋友」(青少年育成プログラム)
基金会在実施する研修プログラムを受講したボランティアが、北京市内の 10~16 歳の青少年のうち、経済的に恵まれない家庭や孤児に対して育成支援を行うプログラム
 - － 「大筆友」(青少年育成プログラム)
「大朋友」活動から派生したプログラムで、北京市以外の青少年に対して、手紙を通じた育成支援を行うボランティアプログラム

(資料)各団体ホームページより作成

6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤

(1) ボランティア活動を促進するための社会的基盤

1) ボランティアの登録・情報提供・マッチング

「青年志願者活動」、「社区志願者活動」とともに、ボランティアの登録・管理・評価・褒章のための方法が、条例あるいは全国的な通達によって規定されている。また、省・市レベルの条例では、両者を区分せずに管理しているものもあり、年齢に関係なく全てのボランティアに共通の管理方法が全国的に整備されつつある。

コミュニケーションの点で言えば、「青年志願者協会」は全国に数万の拠点を有しており、「社区」は地域の住民組織であって全国に約 66,000 存在するなど、ボランティア活動に参加したい者が利用できる拠点が数多く存在する。また、「義工联合会」のように、インターネットを活用したボランティア活動情報の発信やインターネット上でのコミュニケーションも積極的に行われており、1つの社会的基盤になっている。

2) 保険制度

「西部奉仕計画」については「西部計画志願者保険」の制度があるが、全国規模で整備されているボランティア活動を対象とした保険制度はないⁱ。

3) 活動の保障

ボランティア活動への参加を保障するための仕組みとしては、生活費の補助と身分留保が挙げられる。生活費の補助は、全てのボランティア活動プログラムで実施されているわけではないが、「西部奉仕計画」や国際ボランティアのように、長期間のプロジェクトでは、中央政府あるいは上海市のような省・市行政から生活補助が支払われている。

身分留保については、「青年志願者管理方法」において、長期のボランティア活動プログラムに参加する場合は、所属する大学や企業がボランティアの身分を留保することを明記した書面を取り交わすことが規定されており、活動から戻った後の身分を心配せずに、活動に取り組めるようになっている。

4) ボランティア団体の活動を促進するための社会的基盤

ボランティア団体を対象とした、全国規模の支援制度として規定されているものはない。

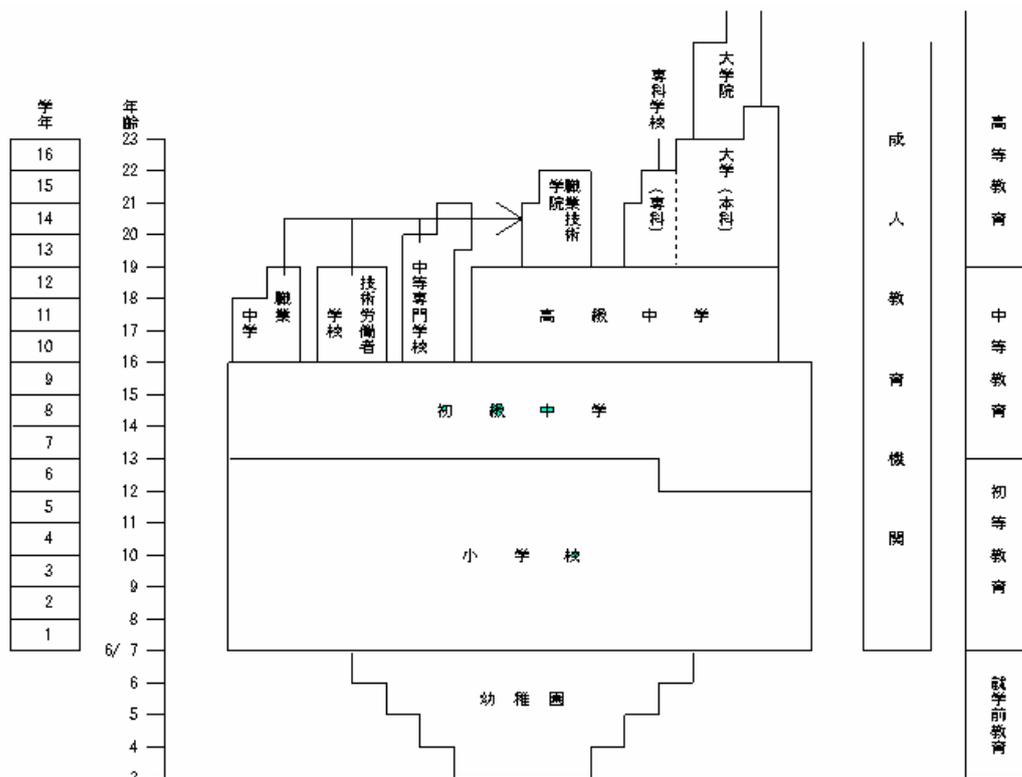
ⁱ ボランティア保険について条例で定めている例に、「広東省志願者管理条例」がある。この条例では、「志願者からの申し出あるいは活動の性質上必要と考えられる場合は、保険に加入することを奨励する」と規定している。

参考 学校制度の概要

中国における学校教育制度は、初等教育、中等教育、高等教育に分かれており、そのうち初等教育と中等教育のうち初級中学までが義務教育である。

義務教育は、わが国と同じ6年・3年制であるが、5年・4年制が採られている地域もある。

図表 3-7-16 中国の学校教育制度



(注) 上図表のうち、「小学校」と「初級中学」が義務教育課程である
 (資料) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会外国語専門部会第9回議事資料より

(中等教育)

中等教育の普通教育は、初級中学と高級中学で構成される。それぞれわが国の中学校と高等学校に相当する。職業教育は中等専門学校、技術労働者学校、職業中学で実施している。

初級中学、高級中学では留年・飛び級が認められており、初級中学の場合は一定地域ごとに行われる統一卒業試験を合格することが、高級中学では各科目修了の際に省・自治区・直轄市ごとに行われている共通試験に合格することが、それぞれ卒業の要件となっている。

(高等教育)

高等教育機関としては修業年数4～5年の大学、2～3年の専科学校、職業技術学院があり、それ以外に大学や国、省・自治区・直轄市所属の研究機関で大学院レベルの教育が行われている。大学への入学者は、全国统一入試によって選抜される。